

中学生・高校生向け



みんなで考えよう！
鹿児島市

こどもの未来
えん
応援条例



この冊子を手にしてくれたあなたへ

あなたという人は、この世にただ一人しかいません。あなたと同じ人はいないし、あなたの代わりになる人もいません。そんな世界に一人しかいないあなたが、元気でのびのび育てたいと願って、この冊子を作りました。

年 氏名



こどもの権利条約 (児童の権利に関する条約)



はじめまして、私は「ミライ」。みんなに「こどもの未来^{えん}応援条約」のことを知ってもらいたくて、未来から来たんだ。

「こどもの未来^{えん}応援条約」は簡単に言えば、こどもたちの権利を大切にしましょう、っていうことを鹿児島市のルールとして決めたんだ。こどもの権利について、世界の約束事であるこどもの権利条約(児童の権利に関する条約)のことも^{ぶく}含めて、一緒に^{しよ}学んでいこう!

こどもの権利条約ってなんだろう？

世界中のこどもたちが当たり前のように生きていけるように、多くの国が集まって、こどもの権利を守ることを約束しました。それが、1989年に国際連合で決定した「こどもの権利条約(日本政府における正式名称は「児童^{しょう}の権利に関する条約」)」です。日本は、1994年に同意し、この条約を守ることを決めました。



こどもの権利条約には**4つの原則**があります。この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められている他の権利を考える時に、常に合わせて考えることが大切です。

命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療^{りよう}、教育、生活への支援^{えん}などを受けることが保障されます。

こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄^{がら}について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮^{りよ}します。

差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍^{せき}、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



じゃあ「こどもの権利条約」についてさらに学んでいこう! 😊

世界の間でそんな条約が決まっていたなんて知らなかったな 😞





人間として大切なこどもの権利

条約では、こどもの権利として大きく分けて次の4つの権利を定めています。
これらの権利は、すべてのこどもに保障されるものです。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



具体的にどんな権利が書かれているのか、見てみよう!

QRコードを
読み込んで
のぞいてみてね!



Check!

公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>



Check!

外務省「児童の権利に関する条約」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>



権利とは、人が当たり前生きるために、生まれた時から持っている大事なものだ。大人だけでなく、こどもも権利を持っているんだ。

こどもにも権利があることがわかったよ!ところで、「こどもの未来応援条例」にはどんなことが書いてあるんだろう? 😊



じゃあ次は「こどもの未来応援条例」について学んでいこう! 😊



この条例は、すべてのこどもが生まれながらに持っている権利を尊重し、今と未来を生きるすべてのこどもが健やかに育つ鹿児島市の実現を目的として作られたんだ。
こどもが健やかに成長できるよう、大人は下の5つの考え方に基づいた行動をとる必要があるんだよ。



条例の基本理念

こどもを権利の主体（権利を持っている対象）として尊重しよう！

01

こどもの成長や発達に応じて意見を聞き、こどもの視点で、こどもにとって最もよいことを大事にしよう！

02

こどもは大人と一緒に社会をつくる一員であって、こどもが主体的に社会参加できる環境を整えよう！

03

様々な大人が連携・協力し合って、こどもが健やかに成長できるようにしよう！

04

こどもに優しいまちをつくることは、大人を含めたすべての人にとって優しいまちになるから、いろいろな分野の人がつながろう！

05



こどもの権利が大切なことは分かったよ！でも、こどもの権利ってどうやって守られるの？



こどもの権利を守ることは大人の役割なんだ。そのとき、大人がこどもの最善の利益とは何かを考えることが大事なんだよ。😊

POINT

こどもの最善の利益

「こどもにとって最もよいこと＝こどもの最善の利益」を考慮することは、こどもの権利条約における基本原則の1つであり、条例の基本理念にも盛り込まれています。

これは、こどもに関わることを決める時は、大人の考えや事情だけでなく、様々な状況をもとにして、こどもにとって最もよいことは何かを考え判断するということです。その際、こどもの意見や思いは重要な判断材料となりますが、そのまま受け入れなければならないものではなく、大人にはこどもの意見を受け止め、こどもと十分な対話を行うことが求められます。そのことが、こどもの自立や成長の糧となっていきます。



なるほど、対話が大事なんだね！😊



みんなが思っていることや考えていることを、大人の人に伝えていくことも大切だよ。大人はみんなの意見を受け止めて、説明をしたり、一緒に考えたりするという姿勢が大事になるから、条例では大人の責務や役割を定めているんだ。



わたしたちのまわりにいる さまざまな立場の人たちの役割

社会全体でこどもの権利を尊重して、こどもたちが健やかに成長できるよう、市（鹿児島市役所）、保護者（親など）、市民、地域（町内会やあいご会、民生委員・児童委員など）、育ち学ぶ施設（学校や保育園、病院など）、事業者（お店や会社など）はそれぞれ努めるべき役割を持っています。それぞれの役割が果たせるように、みんなで連携・協力していきます。（条例 第1章・第2章）

鹿児島市



色々な機関と連携して、こどもに関わる取組を、総合的かつ計画的に実施します。

保護者



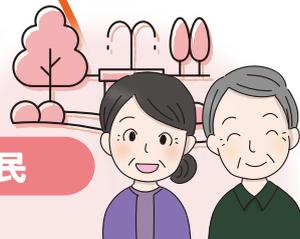
こどもが健やかに育つ家庭環境づくりや、こどもの発達に応じた支援に努めます。

事業者



会社などで働く人たちが、子育てしやすい環境づくりに努めます。

市民



こども支援について関心・理解を深め、取組への協力に努めます。

わたしたち

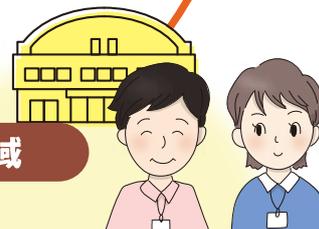


育ち学ぶ施設



こどもの年齢や発達に応じて、主体的に学んだり、生きる力を育んだりすることができるよう、支援に努めます。

地域



こどもたちが安全・安心に遊んだり、学んだりすることができる環境づくりや、様々な人との交流・体験の機会づくりに努めます。

POINT

「こども」とは？

18歳未満の全ての人をいいます。ただし、取組内容によっては、18歳の年度末までにある人や、18歳以上の人でもこどもに含まれることがあります。

「育ち学ぶ施設」とは？

保育園や幼稚園等、学校、児童養護施設、児童クラブ、発達支援の事業所のほか、病院や塾、習い事など、こどもが通ったり利用したりするような場所のことです。

こどもの権利を大切にするために わたしたちにできること



条例には書いていないけど、こどもの権利を守るために、みんなにもできることがあるよ。😊

うーん…なんだろう？ 😞



たとえば、他の人のことを考えないで、自分さえよければいいと考えて行動すると、相手の権利を侵害してしまうことがあるよね。みんなには、自分の権利を大切にすると同じように、相手の権利も大切にしてほしいんだ。

そっか！自分の権利を主張するだけでなく、相手の権利も考えて行動することが大切なんだね！😊



こどもに権利を教えたら、わがままになるんじゃないかって心配する大人もいるけど、こどもの権利を正しく学んで、色々な人と話し合う経験を積むことで、みんなの成長につながると私は考えているよ！😊 そうすることで、相手の気持ちを考えて判断する力や、周りを思いやる気持ちが育まれて、社会のルールを考える力にもなると思うんだ～😊

なるほど！でも、勉強したり手伝いをしてから権利を主張しろって言われそう… 😞



こどもの権利は、何かの義務や責任を果たすことを条件に認められるものじゃなく、生まれながらにすべてのこどもが無条件に持っているものだよ！いわば、こどもの基本的人権ってこと。
ただし！権利や自由って、自分の思うままに何でもできるという事じゃないし、自分の決めた事や起こした行動には責任が伴うから気を付けよう！😊



パブリックコメントにおける こどもの意見

こどもでも権利や意見が尊重されて、こどもでも主体的に社会参加できる環境整備などが実現すれば、きっといい市になると思います。

基本理念のこどもたちを支え合うことがいいと思いました。この鹿児島市にこどもたちが気軽に遊べて、話せていいところをたててほしいです。こどもたちが中心とする社会にして欲しい。

こどもの意見を第一に考える（尊重）するのはいいけれど、こどもの意見と同時に大人の意見も入れた方がいいと思います。（簡単に言うとこどもだけでなく大人のことも考えてほしい）

こどもが主体的に社会に参加することの具体例がほしい。児童の権利、こどもの権利について一番何を尊重したいのかが知りたい。1文1文を短く分かりやすい言葉で書いてほしい。

こどもが社会参加出来る環境整備と書いてあるけど、個人的にはあまり整備がすすんでないと感じるから、どんどん整備をして欲しい。これから鹿児島を担うこどもを主体としているのがよいと感じた。

QRコードを読み込んでのぞいてみてね！





こどもが夢や希望を持てるまち 鹿児島市をめざして

こどもの未来応援条例では、まち全体でこどもの健やかな育ちを支え、将来にわたって夢や希望をもてるまちの実現を目指しています。そのために、市では、主に10の取組を進めていきます。(第3章)

01

こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど、社会参加する機会を設けるよう努めます。

02

安全で、安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

03

豊かな人間性を育むことができる地域の居場所づくりに努めます。

04

保護者がこどもを育てやすい環境づくりに努めます。

05

施設の職員等が適切なこども支援ができるよう、必要な支援に努めます。

06

こどもの状況に応じた適切な支援に努めます。

07

こどもからの相談内容に応じ必要な支援を行うなど、相談機能の充実に努めます。

08

条例の内容について、広報及び啓発を行います。

09

こども施策を推進するため、必要な調査及び情報収集を行います。

10

推進計画を策定します。

こども向けコーナー
マグマっナビ



鹿児島市
こどもの未来応援条例



こども家庭庁では、国の取組に自分の意見を言える機会として「こども若者★いけんぶらす」という取組を行っています。



こんなことで悩んでいませんか？一人で抱えていませんか？

自由に意見を言えない

- 「こどもだから」と意見を聞いてくれない
- 大人の意見を押し付けられる

プライバシーが守られていない

- 許可なくインターネット上に自分の画像を載せられる
- 個人情報をインターネット上に書き込まれる

いじめられている

- 暴力を受けたり、お金を要求されたりする
- SNSで無視されたり、悪口を言われたりする

自分のやりたいことができない

- 大人の代わりに幼い兄弟の面倒をみたり、家族の介護等をしていて、自分の勉強や好きなことができない

保護者等から暴力を受けていたり

暴言を吐かれたりしている

- 殴る・蹴るなど、身体を傷つけられる
- いつも怒鳴られたり、無視されたりする

その他、相談できる場所があります。くわしくは
鹿児島市ホームページを見てみてください。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>



学校や家のこと、友達や自分のことで困った時は 一人で悩まずに、いつでも相談してください。

勉強や学校のことでも相談したい人へ
面接相談希望の場合、事前申込が必要です

どこに相談していいか
分からない人へ

チャットや電話で
相談ができます

教育相談室

☎099-226-1345 教育全般
☎099-224-1179 いじめ相談

鹿児島市山下町6-1(教育総合センター内)
相談できる時間(日・祝日・12/29~1/3はお休みです)
月~金曜/面接 10:00~17:00・電話 9:30~20:00
土曜/面接・電話相談ともに9:00~12:00

かごしま子ども・
若者総合相談センター



☎099-257-8230

鹿児島市鴨池新町1-8 鹿児島県青少年会館2F
相談できる時間/10:00~17:00(月曜はお休みです)
<https://www.soudancenter-k.com/>

チャイルドライン

インターネット上で話せます
ホームページはこちらから▶

<https://childline.or.jp/>

電話相談

☎0120-99-7777

相談できる時間/16:00~21:00(毎日)
(※12/29~1/3はお休みです)

相談の内容が、あなたの許可なく周りの人に知られることはありません

保護者の皆様へ

こどもが大人に成長するまでには、こどもの年齢や発達、こどもの状況に合わせた適切な支援が必要です。

残念なことに、こどもの命が脅かされたり、大人の都合や感情でなされたりした行為が、こどもの心に深い傷を負わせたりすることもあり、改めて、今「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」に示されたこどもの健やかな成長に欠かせない「こどもの権利」、こどもの基本的人権を、大人が認識し大切にすることが求められています。

この条例では、こどもの人としての尊厳、こどもの基本的人権であるこどもの権利を尊重し、社会全体でこどもの健やかな育ちを支援することを掲げています。その基本には、すべての人は同じように大切にされなければならないという考え方があるからです。

一方で、こどもの権利を尊重することが、甘やかしや過保護につながるのではないかと懸念する声を聞くことがあります。しかし、例えばこどもの意見表明の権利を尊重するということは、こどもの言いなりになることではありません。こどもの意見や思いを誠実に受け止め、その上で年齢や成長に応じて対話しアドバイスを行うなど、適切な対応を図ることが大切なのです。

まずは、条例及びこどもの権利条約をご一読いただき、それぞれ自分の立場で何ができるかなど、こどもと一緒にこどもの権利について考える機会を是非作ってみてください。

情報過多、家族の多様化が進む時代、つい子育ての正解を探してしまうことも多いですが、こどもとの対話を大切に、社会全体で子育てができる社会を一緒につくっていきましょう。